

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第六条第二項」を「第三条第二項」に改める。

別表第一の一の1の(三)中「百人一日当たり三万円」を「一人一日当たり三百円」に改め、同表の一の2の(二)中「二百三十四万二千元」を「二百三十八万七千元」に改め、同

表の一の2の(七)中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、同表の三の(三)の(1)の表中

円	七、二〇〇円	円	一七、三〇〇円
円	一〇、三〇〇円	円	二八、六〇〇円
円	二八、四〇〇円	円	三六、七〇〇円
円	一七、二〇〇円	円	三二、一〇〇円
円	二八、四〇〇円	円	五二、二〇〇円
円	二八、四〇〇円	円	六〇、一〇〇円
円	二八、四〇〇円	円	七五、四〇〇円

を

円	七、二〇〇円	円	一七、三〇〇円
円	一〇、三〇〇円	円	二八、六〇〇円
円	二八、四〇〇円	円	三六、七〇〇円
円	一七、二〇〇円	円	三二、一〇〇円
円	二八、四〇〇円	円	五二、二〇〇円
円	二八、四〇〇円	円	六〇、一〇〇円
円	二八、四〇〇円	円	七五、四〇〇円

九、三〇〇円	四九、八〇〇円	七、三〇〇円
〇、四〇〇円	七五、九〇〇円	一〇、四〇〇円

に改め、同表の三の(三)の(2)の表中

五、六〇〇円	七、五〇〇円	一一、三〇〇円	一三、七〇〇円	一七、四〇〇円
九、〇〇〇円	一一、九〇〇円	一六、八〇〇円	一九、九〇〇円	二五、二〇〇円

〇円	〇円		
を			
五、六〇〇円	七、六〇〇円	一一、四〇〇円	一三、八〇〇円
九、一〇〇円	一二、〇〇〇円	一六、九〇〇円	二〇、〇〇〇円

一七、五〇〇円
二五、四〇〇円

に改め、同表の六の(一)中「半壊又は」を「半壊し、若しくは」に改め、「者」の下に「又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同表の六の(二)中「及び便所等」を「便所等」に、「五十万円」を「五十二万円」に改め、同表の九の(三)中「大人十九万九千円小人十五万九千二百円」を「大人二十万千円以内とし、小人十六万八千円」に改め、同表の十二の(二)中「十三万七千円」を「十三万四千二百円」に改める。

別表第二の一の1を次のように改める。

1 日当

救助に関する業務に従事した者に相当する県の一般職の職員の給与を考慮して定める額とする。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の一般職の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して定める額とする。

別表第二の一の2中「職種ごとに前項各号に定める日当額」を「1の日当の額」に改め、同表の一の3を次のように改める。

3 旅費

1の日当の額を基礎とし、県の一般職の職員との権衡を考慮して、県職員及び

県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和二十五年七月奈良県条例第二十五号）
において定める額以内とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（別表第一の十二の（二）の改正規定を除く。）による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二十三年九月二日から適用する。